

第百五十一回国
参議院環境委員会
會議録第十六号

平成十三年六月十九日(火曜日)

午前十時十三分開会

委員の異動

六月十四日

辞任

有馬 朗人君

亀井 郁夫君

佐藤 昭郎君

岡崎トミ子君

堀 利和君

荒木 清寛君

福島 瑞穂君

補欠選任

橋本 聖子君

西田 吉宏君

片山虎之助君

松崎 俊久君

朝日 俊弘君

加藤 修一君

清水 澄子君

六月十五日

辞任

朝日 俊弘君

松崎 俊久君

大森 礼子君

補欠選任

堀 利和君

岡崎トミ子君

福本 潤一君

六月十八日

辞任

橋本 聖子君

岡崎トミ子君

加藤 修一君

福本 潤一君

補欠選任

須藤良太郎君

千葉 景子君

木庭健太郎君

益田 洋介君

六月十九日

辞任

片山虎之助君

補欠選任

世耕 弘成君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

吉川 春子君

清水嘉与子君

末広まきこ君

福山 哲郎君

岩佐 恵美君

委員

石井 道子君

須藤良太郎君

世耕 弘成君

成瀬 守重君

西田 吉宏君

千葉 景子君

藤井 俊男君

堀 利和君

松前 達郎君

木庭健太郎君

但馬 久美君

益田 洋介君

中村 敦夫君

川口 順子君

風間 昶君

国井 正幸君

西野あきら君

山岸 完治君

曾小川久貴君

岡澤 和好君

西尾 哲茂君

本日の会議に付した案件
○政府参考人の出席要求に関する件

○温泉法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○浄化槽法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(吉川春子君) ただいまから環境委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨十八日、橋本聖子さん、岡崎トミ子さん、加藤修一さん及び福本潤一さんが委員を辞任され、その補欠として須藤良太郎さん、千葉景子さん、木庭健太郎さん及び益田洋介さんが選任されました。

○委員長(吉川春子君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

温泉法の一部を改正する法律案及び浄化槽法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に国土交通省都市・地域整備局下水道部長曾小川久貴さん、環境大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長岡澤和好さん及び環境省自然環境局長西尾哲茂さんを政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(吉川春子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(吉川春子君) 温泉法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言願います。
○福山哲郎君 おはようございます。民主党・新緑風会の福山でございます。

が、日々、京都議定書のことに対して動いておりまして、少し冒頭、環境大臣の御認識を伺いたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

まずは、日米の外相会談が昨夜というわけさ方というか行われたというふうに向つておりまして、その中で田中外務大臣が、京都議定書に対してアメリカの立場は頭では理解するが共感できないという考えを伝えたけれども、パウエル長官は、京都議定書の受け入れの拒否を明言したということが会見で伝えられていますが、このことについて大臣は何か報告を受けておりますでしょうか。

○国務大臣(川口順子君) 私まだ公電は届いておりませんので、それについては正式な報告は受けておりません。報道等では読んでおります。

○福山哲郎君 いつ報告を受ける御予定ですか。

○国務大臣(川口順子君) それはよくわかりません。きょうじゅうのどこかだと思っておりますけれども。

○福山哲郎君 報道を聞かれた上での御見解はいかがですか。

○国務大臣(川口順子君) 正確なところはきちんとした公電を見た上で申し上げないといけないと思っておりますが、報道を見た感じで言いますと、パウエル長官が言ったとされているのは、恐らく私の感じでは、前回のブッシュ大統領のアメリカでの声明発表、それからEUとの会談を踏まえまして、これから検討する話なので今の時点では持つていないということを述べられた。したがって、その話の全部が伝わったわけではないのではないだろうかというふうな推測をしております。
○福山哲郎君 先日、EUとブッシュ大統領との会談もありました。そのブッシュ大統領との会談

において、決裂というのか、お互いが我が道を行くというのか、基本的にはアメリカの姿勢は変わらない状況が明らかになっているわけですが、その状況、それから今回の日米外相会談の状況を見た上で、今の日本政府の環境大臣としての姿勢は何かの変化はございますか。

○国務大臣(川口順子君) ございません。

○福山哲郎君 これはほかの委員会でも恐らくもうさんざん大臣には聞かれていますと思いますが、京都議定書発効のための決議が衆参で行われました。この決議によりまして、「政府は率先して批准し、」ということがあります。アメリカの参加を待つという重大性は私も認識をしていますが、「率先して批准し、」というこの決議と、今の変わらないという大臣の御答弁は、これでいいんでしょうかね。

○国務大臣(川口順子君) 変わりませんと申し上げました中身でございませうけれども、政府としては、国会の決議を重く受けとめて、二〇〇二年までの発効を目指してボンでの会合で合意に達するように全力を尽くすということに変わりはございませんし、それから米国が今、今後の案、提案について具体的な検討に入っているというふうに参加をいたしておりますので、アメリカの建設的な参加、ボンの会議における参加を求め続けていくということについても変わりはございません。そういう前提で、七月のCOP6の再開会合には全力を尽くしたいと思っております。

それから、ボンの会合での国際的な合意を踏まえて日本の締結が可能となるように、国内的な制度の構築をする必要がありますので、そのための努力も現在中央環境審議会等の場でいたしておりますので、それも引き続き全力で取り組みたいというふうに思っております。

○福山哲郎君 大臣は、今度非公式閣僚会議に出席をしたいという旨を国会の方で願いをされているように伺っておりますし、しかし、今の状況で、アメリカは京都議定書を容認できないと言っている。そして、非公式閣僚会合に行つて日本は

アメリカの建設的な参加を待つと言っている。一体大臣は、何をメッセージとして持つて非公式閣僚会議に出られるわけですか。どうやって国際的な合意に対する、要は京都議定書の実施ルールに対して、日本はどういった御意見を言われるつもりなんですか。

○国務大臣(川口順子君) 非公式閣僚会合の場合というのは交渉の場ではございませんで、それはなぜかといいますと、全部の国が参加をしていない、一部の国だけが参加をしている場でございまして、この性格はブロンク議長に対するアドバイスの場ということでございます。

ということでございますので、この会議の場で議長が何を求めるか、我々に、参加国にアドバイスをしてほしいということを提起なさるかということ踏まえまして対応したいと考えております。

○福山哲郎君 よくわからないお答えだったんですが、じゃCOP6ビスでは、今の状況で変化が起こるかもしれない、アメリカの対応で変化が起こるからそれは建設的に求めるといふふうにおっしゃいますが、三十日に日米首脳会談が行われます。これはCOP6ビスのわずかに二週間前でございます。この時点で小泉総理は相変わらずアメリカの参加を待ちますというメッセージを伝えられるんでしょうか。

○国務大臣(川口順子君) 小泉総理が何を日米会談で発言なさるかということについては、私はまだ最終的に承知をいたしておりません。私としては、日米会談の前にこの非公式の閣僚会議がございまして、その折にブロンク議長を初め各国の閣僚の方々とはお話をすることにしたと思います。そのときの感じを総理にはぜひ御報告をさせていただきたいと思っております。

京都議定書が日米会談で議題として取り上げられるということでございますから、そこで総理には精いっぱい働きかけていただきたいというふうには私としては思っております。

○福山哲郎君 言葉じりをつかまえるのはあれなんです。じゃ例えばアメリカのCOP6、京都議定書に対する参加を待つというふうにならずと日本政府は言っているわけですが、いつまで待つんですか。これはある一定の区切りをつけたいと、京都議定書の実施ルールを決める合意の決定に対して、アメリカがその合意にオーケーをするかしないかというところは政治決断をしなければいけないわけで、一体いつまでにアメリカの建設的にこの京都議定書に待つということを決められるおつもりなのか。いかがですか。

○国務大臣(川口順子君) 私どもはアメリカの参加を働きかけるといふふうに申し上げております。

○福山哲郎君 働きかけてもアメリカが今のようには容認できないという立場を堅持した場合には、いつの時点で政治決断をしてCOP6ビスに臨まれるのかとお伺いをしていいます。

○国務大臣(川口順子君) この前、ブッシュ大統領が声明で言いましたように、今後のアメリカの具体的な提案については、関係の閣僚が集まっているいろいろな方から話を聞きながらということ、幾つかの原則を含んだ提案を考えるとというふうに言っているわけでございます。

したがって、アメリカは今真剣に議論をしている。今までもアメリカは真剣に議論をしているということを言ってきました。その過程で、今度ブッシュ大統領の声明が出た段階で、真剣に議論をしてきたということについては世界は納得をしたわけでございますし、今後友好国からも知恵をもらいながら議論を進めていきたいということ、言っておりますので、日本としては、我が国にいたしましては、アメリカが京都議定書の枠組みに戻るよう引き続き働きかけることに全力を尽くしたいと思っております。

○福山哲郎君 川口大臣にしては珍しく歯切れが悪うございまして、私の質問にはお答えをいただいております。アメリカに働きかけていくことはわかっております。それは何回も聞きました。

COP6ビスで枠組みをつくるときに、日本がその枠組みに対してオーケーかノーか、もう少しその枠組みを、実施ルールをもう少しあしらうということに対しては、アメリカの動向いかんにかかわらずどこかで決断をしなければいけないから、アメリカが京都議定書の枠組みに戻ってくるのかないかの判断をいつされるのかと聞いているんです。

○国務大臣(川口順子君) アメリカが参加をするということとは、これは何よりも環境十全性の立場から大事でございます。それはもう繰り返したくなつてしまふかもしれませんが、アメリカはアネックスI、排出ガスを制限しなければいけない国の中で、排出量のシェアが四分の一ということでございますし、アメリカが入らないような状況では、中国なりインドなり、中国の場合は既に日本よりも一国としては排出量が多いわけでございますし、それから途上国全体を足し合わせれば、ある予測では二〇一〇年、すなわち第一約束期間のど真ん中の年に、途上国のトータルとしての排出量は先進国といえますかアネックスIのトータルを上回るという状況になっていきますから、そういう意味で、環境十全性、地球環境を保全する、温暖化ガスの影響を抑制する、地球人として地球を大事にしていくということに取り組むという意味では、アメリカの参加というのは非常に必要なことだと思っております。

それで、アメリカは、全くそっぽを向いて、もう知らないと言っているわけではございませんで、ブッシュが声明を出したように、引き続き議論をして対案を出さんだということを言っているわけでございます。ですから、働きかけるといふことが非常に重要だといふふうに思っております。

○福山哲郎君 全く私の質問にはお答えをいただけないことばかりでございますが、では日本は、アメリカが京都議定書の枠組みにいつ戻ってくるかわかりませんが、要はアメリカが戻つてこない限りはCOP6ビスの枠組みの議論にも批准に

向けても動かないということですか。

○国務大臣(川口順子君) アメリカは今本当に真剣に閣僚レベルで議論をいたしておりますし、それで私どもとしては、アメリカに、小泉総理を初め田中外務大臣にもやっていたいただきましたし、私も今までやりましたし、また今後もやりたいと思っておりますし、働きかける、これが環境全性の立場から日本政府の今とるべき方針であるというふうに思っております。

○福山哲郎君 全くお答えをいただいていない。アメリカがCOP6ビス、再開会合のスタートまでもし今の立場を変えなかつたら、日本はどうされるんですか。どこで政治決断をされるんですか。

〔委員長退席、理事岩佐恵美君着席〕

アメリカが京都議定書の枠組みに戻らない限りは、日本は京都議定書の枠組みの議論には参加をしないということですか。大臣、はっきりしてください。

○国務大臣(川口順子君) 繰り返しになりますけれども、COP6再開会合まではまだ日にちがあるわけでございまして、アメリカは一生懸命対案を考えるとやっているわけでございまして、したがって、アメリカにとことん働きかけていくということが大事でございまして。同時に、先ほど申しましたけれども、日本としては、国内制度の構築のために今の段階で一生懸命やるということが必要でございまして、国際会議での決定を踏まえて、国内的な制度のあり方を最終的にきちんとしてというプロセスが大事だと思っております。

○福山哲郎君 今、何度も言われた大臣の姿勢というのは、京都議定書のための決議、衆参の決議にこれは反していると思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(川口順子君) 私は反しているとは全く思っておりませんで、国会決議というのは非常に重く受けとめておりますから、ですから政府としての方針は、二〇〇二年までの発効を目指し

て、今度の会合で合意が成立するように全力で取り組むということでございます。

○福山哲郎君 その合意が成立するように全力で取り組む場合に、アメリカが入ってこなかった場合はその全力で取り組むことをされないんですか、されるんですか。

○国務大臣(川口順子君) COP6ビス、再開会合の場合日本が全力を尽くして取り組むということについては、いかなる状況のもとであったとしても変わりはありません。

○福山哲郎君 そのいかなる状況というのは、アメリカが今のスタンスを変えなくて、京都議定書が容認できないというスタンスの場合でも、日本はCOP6ビスで全力を尽くすということですか。

○国務大臣(川口順子君) アメリカは今検討中でございますので、アメリカがどういうような態度でCOP6再開会合に臨むかということについては、私は今の時点では承知をいたしておりません。

○福山哲郎君 じゃ、もう一度聞きます。どの時点で日本はアメリカの参加の有無にかかわらずCOP6ビスで具体的な合意に向けて動き出す政治決断をされるんですか。

○国務大臣(川口順子君) 国会決議を重く受けとめて行動するということは、まさに国際会議で合意に達するというための努力、そのために全力を尽くすということと、それから、それと密接に関係しますけれども、そこでの合意を踏まえて国際的な合意を担保するための国内的な制度の構築をきちんと言うこと、この二つが大事でございまして、それを全力を尽くして行うということでございます。

○福山哲郎君 副大臣と政務官にお伺いします。大臣は政治家ではございませんから、この決議には加わっておられません。副大臣と政務官は、衆参のこの決議に一議員として賛成の票を投じられております。この「率先して批准し」という京都議定書のための国会決議に対して、アメリカは京

都議定書を容認できないことをけさ我が国の外務大臣に表明をしております。

私どもは、COP6ビスでいち早く我々は率先して批准することを世界に呼びかけて、そしてその後、アメリカは別にほつとけということでは無い、発効させてからしつかりとアメリカが戻ってくるように建設的に議論を積み重ねればよい。

ただ、京都という日本の地名のついた京都議定書に対して我が国が率先して批准を表明し、国際的な合意を得ることを表明して、そして七月のボンに臨むべきだということに私は考えております。議員として賛成の票を投じられた副大臣と政務官の御意見を伺いたいと思います。

○副大臣(風間和男) 大臣がお話しされましたように、七月のCOP6再開会合まで全力を挙げてアメリカに参加を呼びかけ、その努力を今なお行っているところでございまして、そういう意味におきましては、国会決議を重視しているものではない、全然なく、その決議の重要性を十分に認識した上で今交渉を行っているところでございます。

○大臣政務官(西野あきら君) この問題は国会両院で議決をいただいておりますので、力添えをいいただいております。その期待を担って、代表者が七月のCOP6に向けて全力で取り組むべきであります。

その間に、その加盟国、対象とされております大國アメリカにおいて今いろいろな動きがあることを報道で私どもも聞いておるわけでありますが、最終の段階まで私どもはこの国会決議が実効あるものになるように全力を挙げて取り組むべきだ、このように思っておりますので、今この時点でアメリカに精いっぱい働きをするということが私どもの務めではないか、このように思っております。全力を挙げるべきだと思います。

○福山哲郎君 終わります。

○但馬久美君 公明党の但馬久美でございます。私は、温泉法の一部を改正する法律案について

質問させていただきます。

まず、大臣にお伺いいたします。

温泉法は、昭和二十三年の制定以来、数次にわたる改正はされてきたものの大きな改正はされてないといわれております。今回、温泉状況がかなり変化してきているという環境変化に伴って、省令を法律で明記するという格上げの措置がとられました。その内容は、一つは能力向上に伴って温泉分析を民間機関に開放するというもの、二つ目は温泉成分等を掲示する前に都道府県知事への届け出を義務づけるということ、三つ目は温泉掘削許可の失効手続の短縮化などが内容となっております。

ようやく温泉に対する意識が高まってきたかと思われましても、なぜ今ごろ、また今までなぜ放置していたのか、この辺、それぞれについて御見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(川口順子君) 温泉は本場に古くから日本人々に楽しまれて、日本人々が楽しんできたものでございまして、それぞれの地域地域、それぞれの温泉温泉で古い習慣、あるいはその地域の社会的な管理のあり方ということがずつと行われて、それでずつと来たということかと思えます。したがって、温泉法で温泉の保護とそれから適正な利用のための規制が導入されましたけれども、多くの点で、実際の運用という意味では、そういった古くからある個々の地域の実情を踏まえたやり方で運用がなされてきたという面が大きいと思います。

ということとございまして、実際には長い間実質的に改正が行われなかったということでございましてけれども、今回、公益法人についての検査委託の改善、それから地方分権の推進、都道府県にもつと任せるという地方分権推進の要請を踏まえて改正を提案させていただいたということでございます。

○但馬久美君 大事な改正だと思っております。そこで、今度は副大臣にお伺いいたします。私たちは温泉資源をやはり心と体のいやしの場

として親しんでまいりました。観光とかレジャーとか、またレクリエーション、保健医療など多面的に活用してきたわけですが、利用者も大変ふえてきております。

例えば山梨県の一県では、公共の温泉施設の利用者は年間四百五十万人、またクアハウス利用者は全国で三百二十五万人と言われております。地域的にも温泉資源を中心に、歴史的生活文化が自然と一体となって息づいているところとは各地にいっぱいあります。特に、最近が高齢社会の時代を反映して、国民の健康づくりとか、また温泉を利用する休養とか保養とか、また療養といった医療活動を重視する傾向が強くなってきております。

そこで、お尋ねいたしますけれども、温泉と医療については欧州では非常にうまくシステム整備がなされております。でも、我が国においては温泉利用型の医療活動が余りうまく結びついていないように思われるんですけれども、そうした意識、それを改善していくべきではないかと思うんですけれども、どのように考えていらっしゃるか、お聞かせください。

○副大臣(風間雅君) なかなか難しい問題でございます。難しいというのは、疾病を持つていらっしゃる方が治療の一環として温泉を利用する方法、それからまた一般の方が健康維持のために温泉を利用する、そういう意味もありますし、また今、但馬先生おっしゃいましたように、観光資源の一形態としての温泉利用、つまり人のいやしというよりも休養の場として温泉を利用するといった形のものが、これはもう日本書紀か古事記か忘れまじけれども、そこから歴史的には温泉が利用されていることも御案内のとおりでございます。いずれにしても、温泉自体がこれからの高齢社会を迎えて医療やあるいは健康づくりの面で果たす役割は極めて大きいというふうに感じておるところでございます。

それで、最初のお話でありますけれども、医療のジャンルで温泉を利用されているところは多々

ございまして、長崎県の鹿教湯温泉あるいは霧島温泉ではいわゆる温泉病院として認知もされているところでもございまして、また各地におきまして国立大学の医学部のリハビリ施設に温泉もまた物理療法の一環として利用されているのも事実でございます。

したがって、その部分を考えますと、医学の部分で利用していく場合には、単に、単にと言いましうか、環境省独自でやる部分ではございませんので、厚生労働省とどういう形で連携を図っていくのかということが極めてポイントになってまいります。クアハウス利用の厚生労働省のやり方もあれば、私どものふれあい・やすらぎ温泉事業もあれば、そのところはハード、ソフトともに連携して、これからの一層、一般の方々が健康維持のために温泉を利用していく上でどう施策としてさらに進展させるかということ、もう一つは、疾病を持つていらっしゃる方が温泉治療としての位置づけをきちっと明確にした上でどう利用して、利用というか、それを医学の部分で、医療の部分でお役に立たせていただけるかというふうに分けて、これから連携していかなきやならないかというふうに思っております。

済みません。長崎県と言いましたけれども、鹿教湯温泉というのは長野県でございました。大変失礼いたしました。

○但馬久美君 ありがとうございます。

今のお話を伺っていて、心のいやしの部分と、それからまた公衆衛生上の部分というのも大変必要になってくると思うんです。

そこで、現行の温泉法第十八条では、都道府県知事は、公衆衛生上必要があると認めるときは、温泉利用の許可を取り消したり、また利用の制限等の措置を命ずることができると思っております。これ自体は当然の規定であると思っておりますけれども、温泉利用施設における衛生管理は十分に行われなければならないと思っておりますけれども、温泉源が汚染されてしまつてはこの温泉利用施設側にも

限界があり、温泉源の汚染の防止が重要であると思ひます。でも、現行の温泉法ではこの規定がどうも見当たりません。

現行の法体系において、温泉源の汚染を防止するための法令としてはどのようなものがあるのか、お伺いしたいと思います。例えば、地下にある温泉源が汚染された場合、水質汚濁防止法に基づいて地下水の浄化措置命令制度の適用などがあるんですけれども、この辺どういうふうに使われるのか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(川口順子君) 温泉法という法律は、温泉の保護とそれから適正な利用を図るという観点で規制を定めているというものでございます。したがって、温泉が乱掘されて、あるいはほかの理由によつて温泉の成分やわき出す湧出量に影響が出たというような場合には、温泉法で対応をするということでございます。

それから、有害物質が地下に入つていった、有害物質を地下に浸透させるというようなことで温泉源が汚染されるといった問題につきまして、これは温泉だけの問題ではございませんで、地下水一般の問題、温泉を含む問題といたしまして水質汚濁法によつて規制をしている、それによる措置がとられるということでございます。

○副大臣(風間雅君) 補足して、大臣の補足なんというのは大変僭越ですけれども、要するに温泉源が汚濁するのには、地下水の部分に有害物質が入っている場合、それから温泉そのものに菌が、例えばEコライ大腸菌とかレジオネラ菌とか菌が行く場合、それからまた温泉成分そのものが微量の砒素が入つていたり、あるいは硫化水素があつたりということで、汚染の原因が大きき三つぐらいに分けられると思ひますけれども、有害物質が入っている場合には水質汚濁防止法で網をかけるすし、病原菌が繁殖したり、あるいは温泉成分そのものが有害である場合には温泉法の第十二条の第二項によつて取り消しをすることができ、また第十八条によつて取り消しをするという仕組みになっております。

○但馬久美君 ありがとうございます。先ほど申し上げましたが、地方の各地で健康、予防のための温泉利用をする活動がもちろんわかにかふえてきているんですけれども、今日、温泉の宿泊利用者が年間一億四千万人にも上つて、飲泉も、温泉のあれを飲むわけですね、盛んになってきております。

このようなことを踏まえて温泉源の汚染の防止に関する規定を設けるべきではないかというふうにも私も思っているんですけれども、温泉関係者から、温泉源の汚染にかかわる一切の行為を禁止せよ、そういうような条項を温泉法に明記すべきであると思ひます。少なくとも、この省令等で汚染防止策を講ずることは近々の課題であると思ひますけれども、もう一度この点についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(西尾哲茂君) 今、温泉の汚染に対して、大臣、副大臣の方からそれぞれ場合を分けて御説明を申し上げました。

先生、その全体について全部一網打尽にやるような規定が温泉法に設けられないか、こういうことでの重ねての御質問でございますけれども、やはりそれぞれの汚染の態様でございますとかそれを取り締まる場合の技術でございますとか違ひますので、現在の段階ではそれぞれ、例えば水質汚濁防止法でございますれば県の環境部局でございますし、それから例えば病原菌とかさういったものでございましてこれは保健所などの応援も求めてやっていかなきやいけないと思ひますので、やはりそれぞれの法規、法体系に則しましてそれぞれの関係分野、都道府県等と協力して汚染の防止に努めていくべきものだと思ひます。

しかしながら、問題意識を持ちまして、今後とも汚染事例の把握を行つていくことには努めさせていただきますというふうに存じております。

○但馬久美君 余り縦割りでその防止をやるのではなくて、もっとやっぱり関連してきつとこ

いう問題、汚染の問題はやっていただきたいと思
います。

では、次に行きます。

近年、我が国の各地に公共温泉地が発達してき
ておりますけれども、特に一億円の地域・町おこ
しというのがありましたね、そのときからふえて
きていると伺っています。これを支えているのが
ボーリングという温泉の掘削でありますけれども、
地中から温泉をくみ上げられているときに
ボーリングの目詰まりが生じて、温泉の枯渇につ
ながるとも言われております。このボーリングの
目詰まりを処理するのが技術的に大変難しいと言
われているんですけれども、公共、民間ともにこ
の温泉関係の間では深刻な問題になっております
ので、このボーリングの目詰まりはまさに温泉地
の死活にかかわる問題でありますので、この問題
に対する国の支援とか支援策は考えられていま
るのかどうか、その辺をお聞かせください。

○政府参考人(西尾哲茂君) 温泉の掘削に伴いま
すボーリング工事のときの目詰まりでありますと
か、あるいは湯湯管、温泉を揚げます管に付着す
るスケール、こういったものは除去していくとい
うことは、これは除去してその温泉を有効に使っ
ていくというのは温泉の役割を果たす上で非常に
大事なことでというふうに思っております。

その支援措置ということでございますが、た
だ、温泉のこうしたスケールなどを除去しまして
温泉の機能をよくするというのは、逆に言えば温
泉事業そのものの問題でもありますので、したが
いましてその支援という場面におきましては、こ
ういう湯湯管に直結する、事業者の利益に直結す
るところにストレートに財政支援をしていくとい
うことはなかなかないのではないかと思っ
ております。

他方、今そういうことをしなきゃいけない、あ
るいは湯湯管がふえるということをとらえて要許
可行為とするのではないかと不安がございま
すけれども、そういうことは適切ではないのであ
りまして、事業者の設備の管理の一環として行う

べきもの、行われるものであると考えられるとい
うことでございますから、少なくとも許可とか不
許可とかいう問題に関しては、都道府県にお
いて許可を要としないなどといった行為がやり
やすくなるように適切な対応がとられる必要がご
ざいまして、そういう対応をしてまいりたいとい
うふうに思っております。

○但馬久美君 現行法でも温泉の利用施設には温
泉の成分等の揭示が義務づけられておりますけ
れども、改正案ではその揭示内容を事前に都道府
県知事に届けることとしており、揭示の適正化が図
られておりますけれども、このこと自体は評価い
たします。

でも、問題は、こうした温泉成分等の分析が実
行されているのが温泉利用の許可を得るときだけ
で、その後の定期的分析が依然として義務づけら
れていないということなんです。

現在、この再分析についてはおおむね十年ごと
に見直すということが妥当であるというふうに環
境庁当時の通知がありましたけれども、これでは
別にやらなくてもいいというようなことを言っ
ているようなものであつて、一口に温泉と言っ
ても、自然にわき上がるものから地下一千メートル
以上の大深度からボーリングで吸い上げるものま
でさまざまあります。

温泉の泉質については、一般的には大きく変わ
ることはないと言われておりますけれども、大深
度の地からボーリングによって地下の温泉源をく
み上げることが多くなっている今日、そのくみ上
げが進行することによって当初得られた泉質に変
化が生じたり、また温泉温度が低下したり、冷泉
です、時には上昇する現象が指摘されております。

この温泉成分の検査費用、おおむね一件につき
大体十数万円程度かかると聞いておりますけれど
も、この温泉を保健事業やまた正規の医療行為に
活用することが活発になればなるほど泉度と温泉
成分の明確化が重要な条件になってまいります。
そうした意味から、やはり定期的な成分分析の

義務づけ、また揭示の書きかえ、また都道府県に
届けるということを示すべきであると思ひます
けれども、その点どうお考えをお聞かせくださ
い。

○政府参考人(西尾哲茂君) 先生の御指摘のよう
に、私どもの今までの考え方は、温泉の成分につ
きましては、一般的には季節や時間帯により変化
する場合もあるが、総じて泉質が大きく変化す
ることはないということを前提に考えてきておりま
す。

大深度の掘削のケースも御指摘になっておりま
す。これはちよつと直接のお答えにはなりませ
んかもわかりませんが、私どもでも大深度の掘削の
場合におきまして注意事項でありますとか、その場
合の許可を与えるに当たつていろいろ条件として
付すべきことがあるか、そういったような点につ
きましては検討いたしまして都道府県にも示して
おるところでございます。

以上のようなことを踏まえまして、現在は温泉
成分の定期的な分析は法律で義務づけるという
ところに至つていないわけでございますが、御指摘
のように、各温泉地の地質、気象等を総合的に判
断して、おおむね十年ごとに再分析を行うことが
望ましいという旨を都道府県等に対して指導して
いるところでございます。

これを指導というだけではなくてさらにきちん
とした義務化をしてはどうかという御指摘でござ
いますけれども、この点につきましては温泉の関
係者間の意見もいろいろありまして、その調整も
なかなか困難な面があるのが現状でございます
ので、これにつきましては、御指摘のことにつきま
しては今後の検討課題の一つとして考えさせてい
ただきたいというふうに存じております。

○但馬久美君 ぜひしっかり考えていただきたい
と思ひます。これだけやはり温泉が見直されてき
ている時代でありますので。

最後に、もう時間ありませんので、今回の温
泉法改正の背景の一つに温泉の掘削の許可の滞留
がありました。いわゆる掘削許可されても何年も

掘削しなくて放置したり、また中断して何年もた
つというようなことがいろいろあります。

ところで、温泉の掘削を許可する際の基準とし
て、都道府県によって独自に温泉の掘削の距離制
限を設けているところでありまして、基準
の内容の決め方もそれぞれまちまちであり、ばら
つきがあります。こうした温泉の掘削の距離制限
の基準については、もちろん地方分権また規制緩
和の時代であることはもう承知でありまして、こ
も、温泉の適切な保護と有効な利用のために、こ
れを国において一定の適正基準を設けるべきでは
ないかと思ふんですけれども、これを最後にお聞
きして終わりたいと思ひます。

○政府参考人(西尾哲茂君) 各都道府県におきま
して、各地域の温泉の湧出量あるいは温泉利用施
設の数などの実情に応じまして、専門家の意見を
踏まえ、温泉の掘削場所の距離制限など独自の基
準が設けられているのは御指摘のとおりでござい
ます。

これらの基準は、逆に言えば、温泉の保護と適
正な利用を推進するという見地から、むしろそれ
ぞれの地域の実情に合わせて設けようということ
でございまして、その意味ではなかなか全国一
律の基準とかあるいは全国でこの基準に従えとい
うような基準ではなくて、やはりそれぞれの地域
の実情に合わせた基準でやっていく方が温泉の保
護には実際の場合において適合するのではない
か、そういう見地で設けられております。

しかしながら、こうした基準を設け、あるいは
温泉の掘削の許可をする場合は、やはり御指摘の
ように適切な利用を推進するんだという見地から
運用されなきゃならないものでございますから、
したがって、私どもも各都道府県で行つてお
られます運用の実態でございまして、あるいは
今後におきましていろいろ研究といったようなも
のにつきましても収集いたしまして、各都道府県
との会議の際、あるいはいろいろな機会に各都道
府県と情報交換をするなどいたしまして、各都道
府県とともに温泉利用に関して適切な運用がなさ

れるように努力をしてまいりたいというふうに存じております。

○但馬久美君 ありがとうございます。

○委員長(吉川春子君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、片山虎之助さんが委員を辞任され、その補欠として世耕弘成さんが選任されました。

○岩佐恵美君 今回の温泉法の一部改正によりまして、揭示については今後、都道府県知事が揭示内容について事前に把握をして、不適切な内容の改善指導ができるようになるわけですけれども、温泉法による温泉の定義では、摂氏二十五度以上または十九種類の物質の一つが規定以上含まれていることというだけで、天然の温泉であるか、それに準じる温泉であるか、あるいは循環式の温泉であるかというような点について特に区別をしないで、全体ひっくるめて温泉ということになっていきます。そして、実際には天然の温泉を放出しているのか、温度が熱い場合には川の水をまぜているのか、水道水をまぜているのか、あるいは温度が低い場合には沸かしているわけですが、それが何度ぐらいのものを沸かしているのかなど、利用者に必要な情報が適切にわかりやすく揭示されておられません。

私は、ある温泉で驚いたことがあるんですけども、とてもいいお湯でしたけれども、実は地熱発電に使った後のリサイクル利用だったんですね。地熱発電のために硫黄分だとか夾雑物を除かなきゃいけない。熱いお湯がそのまま使われて出てくるわけで、取り除いた夾雑物とその熱いお湯とをまぜて、ブレンドして、それで温泉として利用している。それはリサイクルですからとてもいいというふうに私は思います。それが悪いというわけじゃないんですけども、その説明を聞いて、ああ、そうかと思っただけですけども、事前にそういう説明もしつかりあるといいなというふうに思った経験があります。

全国的には約三千二百カ所の温泉地があります。温泉の利用者が適切に選択できる情報が必要だと思えます。そこで、温泉事業者、利用者などの意見も聞きながら、揭示内容も利用者の関心に沿った内容で検討していったらいいのではないだろうかというふうに思いますので、その点、いかがでしょうか。

○政府参考人(西尾哲茂君) 御説明します。

豊富な温泉が天然のまま、ふんだんに利用できる、そういうのが一番理想的ですばらしいことだというふうに思いますけれども、ただ各地の温泉地では、やはりその温泉の温度とか泉質とか湧出量の制約から、それを加熱していわゆる沸かし湯にしてあったり、あるいは非常に温度の高いものを薄めて利用ができるようになり、あるいは循環利用したりといったいろいろな利用がなされているわけですから、そうした利用がされるというのとは、逆に言えば、それだけ我が国では皆さんが温泉に対するニーズが高い、いろいろな形で利用したい、こういうことではないかと思っています。

そのうち、非常に極端な例といえますが、湧出したところと浴用に使っているところで随分泉質に相違がある場合は、もちろん浴室、浴用に使っているところでの成分分析結果に基づいて揭示等をすべきでありますから、その点につきましてはきちんと指導していくことといたしまして、さらにもうちょっといろいろな情報を提供していく。そういうことで温泉の品質を、いろいろな情報を提供してきちんと差別化していくべきではないか、こういうような意見もあると思います。

ただ、これまでのところ温泉法はそこまでは踏み込んでおりませんが、温泉利用者の健康保護等に直結する問題を規制するんだ、こういう法目的からそこまでは踏み込んでいないところがございます。民間の団体でも天然温泉という表示を行っているようなところもあるわけでございますけれども、現在のところ、私どもは事業者や民間での自主的な判断、情報提供にゆだねるということが

適当と考えておるところでございます。しかしながら、先生の御指摘でございます今後温泉事業者、温泉利用者双方の意見も注視していきたいとして、適切な温泉利用の見地からどういふことができるのか、何が適切なのかにつきましては、今後とも検討をしていくこととさせていただきます。

○岩佐恵美君 温泉の活用についてですけれども、一九四八年に温泉法ができたときに政府は、治療及び健康増進、国民福祉の増進のために温泉を利用するという対策を立て、これらに努力したい、そういう答弁があるわけですが、この温泉法の十四条、十五条に沿って、環境省として具体的にどのような対策をとってこられたんでしょうか。

○政府参考人(西尾哲茂君) 温泉の効用といえますのは、周辺の施設や自然環境、そういうところと相まって大きな効用を発揮するというところでございまして、それにふさわしい温泉地を御指摘の温泉法第十四条に基づきまして国民保養温泉地として指定することとされております。これは昭和二十九年から適切な場所を指定してきまして、現在までに八十九カ所が国民保養温泉地として指定されております。

環境省におきましては、こういう国民保養温泉地を温泉の公共的利用を増進するというこの十四条の趣旨に沿って支援していくために施設整備の推進を図っております。昭和五十五年からはその中から適地を選定いたしまして国民保健温泉地整備事業という事業を進めております。またさらに、平成五年からはその後継をいたしまして、さらに一層、自然の観察施設でありますとか自然探勝歩道でありますとか自然教育的な意味合いも加えたような施設整備を行うということで、ふれあい・やすらぎ温泉地整備事業というものを進めてきておりまして、現在着手しているところも含めますと二十カ所ほどの地域で整備を進めておるわけでございます。

るな工夫も加えまして、地元市町村の取り組みに關してできる限りの支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○岩佐恵美君 先ほども話題になりましたけれども、温泉の健康に対する効用ですけれども、国民健康保険中央会の「医療・介護保険制度下における温泉の役割や活用方策に関する研究」、これは二〇〇一年三月に出されている報告書でございます。

この報告書では、温泉施設で健康相談を実施したり診療所を併設している自治体では高齢者の医療費が減っている、そういう例が多いというふうに指摘をされています。このような調査を参考にしたり、あるいは温泉を活用している自治体の意見もよく聞いて、環境省として国民の健康増進、国民福祉の増進のために温泉を活用することを積極的に考えていったらどうかということですが。

先ほどの御答弁にもありましたように、厚生労働省との関係も当然あると思います。ぜひそういうところと相談されながら国民保養温泉地の指定、補助事業、そういうものだけではなくて、保健事業など温泉を活用している自治体への支援策、これをもっと充実させていったらいいのではないかとこのように思います。その点について、副大臣のお考えを伺いたいと思います。

○副大臣(風間和郎君) 平成十三年三月にまとめられました国保中央会の「医療・介護保険制度下における温泉の役割や活用方策に関する研究」を読ませていただきました。温泉を活用した保健事業を積極的に展開すると老人医療費が下がる、あるいは医療の場ではなくて高齢者のサロンにしているといったような内容も、大変示唆に富む報告書が出されているわけがあります。

今、先生おっしゃいましたように、まさに環境省としては自然ふれあい・温泉センターの事業をやっているわけでありまして、一方、厚生労働省はケアハウスを中心とした温泉利用型の健康増進施設もこれまた十九カ所ぐらいやっております。

おっしゃる様に医療の場面で温泉をどういうふう位置づけていくかということについては、私も今調査をさせていただいておりますけれども、一定の疾病、病気に對して効果がありという部分もあれば、ただ単にいうか、疾病を持つていらつしやらない方々の健康増進に効用があるというこの二つの側面がございますから、このバランスをどうとっていくかということで、温泉を保健医療の分野にどういうふう展開していくかということは、極めてこれから幅広の議論を厚生労働省とも連携してやっていかないとちよつと今の時点では厳しいかなというふうに思つておりました、いずれにしてもきちつと連携をして、温泉医学、温泉療法の位置づけをした上で図つていきたいと思つております。

○岩佐恵美君 温泉のある自治体が七割ということですから、観光面だけじゃなくて、医療あるいは健康増進、病気になる前の予防というような効果というのは十分あるというふうに思いますので、そういう点をひつくるめてぜひ努力をしていただきたいと思つております。

○委員長(吉川春子君) 他に御発言もないようです。質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。温泉法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(吉川春子君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(吉川春子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(吉川春子君) 浄化槽法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○福山哲郎君 民主党・新緑風会の福山でございます。よろしくお願ひいたします。

今回の浄化槽法でございますが、これは平成十二年に単独処理浄化槽の新設廃止と合併処理浄化槽の普及を主とした浄化槽の廃止を受けてのものだというふうに承つておるんですが、基本的には浄化槽設備士、浄化槽管理士のことに對しても言及されているんですが、実態としてどういう状況になっているのかお伺ひをしたいというふうに思つております。

合併処理浄化槽が普及をされているというふうに向つておりますが、この合併処理浄化槽設置の費用というのは一体どのぐらいかかるのか、また設置者負担の金額というのはどのぐらいかかるのか教えていただけますでしょうか。

また、逆に下水道処理施設の設置の場合に戸当たりの設置費用、自治体の負担を大まかにお答えをいただければと思つております。

○政府参考人(岡澤和好君) 合併処理浄化槽には個人が設置する個人設置型と市町村の設置します市町村設置型とがございます。

まず個人の設置する合併処理浄化槽についてでございますけれども、大体標準タイプの五人槽で一基当たり約九十万円になります。このうち設置者負担が六割、それから市町村等の補助が四割になります。この市町村等補助の四割につきましては、国が三分の一これに對して補助をするという仕組みになってございます。

それからまた、平成六年度からつくられた制度でございますけれども、水道水源地域など生活排水対策を緊急かつ面的に整備する必要がある地域については、市町村が合併処理浄化槽の設置運営主体となる特定地域生活排水処理事業というものがございまして、この場合には全体事業費のうちの

三分の一を国が補助いたしまして、設置者負担は十分の一ということでございます。

○福山哲郎君 その設置者負担の十分の一というのは金額はわかりにくいんですが、どうですか。

○政府参考人(岡澤和好君) 設置費用の九十万円は市町村設置型についても同じでございますので、個人設置型の場合の六割ですから五十万円ぐらい、それから市町村設置型の場合は一割ですの

で、九万円ぐらいということになります。

○政府参考人(曾小川久貴君) 下水道の設置費用についてのお尋ねでございますが、まず汚水処理施設の費用比較をいたす場合に、事業の特性を考慮して比較の対象ベースといいますが、それをそろえることがまず必要であると思つております。

まずその中で、下水道事業につきましては雨水対策、これを事業の主要な目的の一つとしておるということがまず第一点でございます。

また、二つ目でございますが、下水道処理区域内の、例えば地域の学校でございますとか役場、事業場、これらの汚水についても処理区域内に入つております場合には下水道として処理をするということでございますが、合併浄化槽の場合にはそれらの施設ごとに合併浄化槽を設置する必要がありますとあるという点がございまして。

また、あわせて、下水道の事業のおおむね七割から八割につきましては下水道管渠で構成されておりますけれども、これにつきましては、例えば耐用年数が五十年以上あるというようなことでございまして、そういった意味ではライフサイクルコストなどを考慮しながら比較をしていくことが必要ではないかということでございます。

そういった前提に立つてお答えいたしますが、下水道において、今申し上げましたような雨水対策に係る費用を除いて汚水対策に要する費用、これをその都市の浄化処理人口で割つたもの、これで極めてマクロ的に見た場合の単価ということでお答えさせていただきますけれども、第七次の計画の中では、一人当たりの事業費がおおむね八十

万程度ということになってございます。

また、自治体の負担ということでございますけれども、下水道事業につきましてはおおむね総事業費の約三六％程度が国費ということになってございまして、残りが六四％ございますけれども、これが地方費ということになっております。この中の約四％が受益者負担金ということになっておりまして、残りの六〇％の大部分は地方財政措置がとられておるところでございます。

○福山哲郎君 そうすると、ざつくり計算すると、四十八万円ぐらいが自治体負担ということになるわけですか、一人八十万円という計算になると。受益者負担としては三万円前後という感じの計算になるわけですね。わかりました。

その次なんです、現実には、今雨水対策のことを言われたので一概に比較はできないと思うんですが、けれども、下水道普及と合併処理浄化槽の普及というこの二つについての優先順位というか、どちらを国としては普及させたいというふうにして言っているのか。雨水の問題がありますから一概には言いくいと思つていますが、そこら辺は環境省と国土交通省の御認識はいかがなんでしょうか。

○政府参考人(岡澤和好君) 下水道と申しますのは、管渠によつて地域の生活排水を一カ所にまとめて処理場で処理するという集合処理の形態をとつておるものでございまして、大規模で工事期間も長いということでございます。一方、合併処理浄化槽につきましては、管渠を使わずに排出源の各家庭において生活排水を処理するという個別処理を採用しているわけでして、工事期間も短い安いということになります。

ただ、こうしたシステムの違いがありますので、下水道と合併処理浄化槽の整備に要する費用の負担というものを単純に申し上げることもできません。地域の実情とか、それからその地域でどういう排水処理を必要としているのかというようなことを勘案して決めるということになると思つております。ただ一般的に言えば、市街地など人口密集地域では下水道が適しているし、人口散在地域

や起伏の多い中山間地域では浄化槽の方が効率がいいだろうということは言われております。こうした個別処理、集合処理といった性格の違いあるいは費用の問題等も踏まえまして、市町村においてこれが適切に選択されていくというのが最も望ましいことだというふうに考えています。

昨年の段階ですが、当時の建設省あるいは農水省それから厚生省と三省で連携いたしましてその三つの、三つといえますのは下水道と農村集落排水処理事業と浄化槽でございますけれども、その三つの処理事業につきまして費用比較ができるような資料というものを提供して、そうしたものを使うことによって各市町村が適切に施設を選定できるようなことを措置したところでございまして、そうしたものをいながらそれぞれの市町村がそれぞれの事情に応じて適切に整備していくということが必要だろうと思っております。

○政府参考人 曾小川久貴君 汚水処理対策については、水質環境を守っていくといったこと、それから生活環境を守るといったことから非常に重要な施策であるというふうな理解をいたしております。

特に下水道といたしましては、ただいま環境省の方からもございましたけれども、家屋が連棟するような地域につきまして計画を定めて、これを重点的に整備を進めるということでございます。このときに、先ほどもございました、それぞれ汚水処理を所管する厚生、農水それから建設というところで最もその地域に合った汚水処理システムを採用しながらそれを強力に進めていくということ、三省で調整をしながら進めてきているところでございまして、それぞれの市町村に對しまして総合的な汚水の処理計画、こういったものをつくっていただいて、それに基づいてそれぞれの事業が相協力しながら事業を進めていくということにいたしておるところでございます。

○福山哲郎君 今おっしゃられたとおりで、人口規模別に見ると、百万人以上の大都市では生活排水処理施設の整備率は九九％に達している。とこ

ろが、五万人未満の市町村では生活排水処理施設の整備率は四一％である。いろいろな過疎地域とか点在していて、そこは合併浄化槽という話になると、先ほどの話でいうと、百九十万円の六割ですから……

○副大臣(風間健君) いや、トータルで九十万円です。

○福山哲郎君 九十万円ですね。九十万円設置者に負担が行く。これはかなり設置者負担が大きいように思うんですが、これに対する対策等は何か考えられているんでしょうか。

○政府参考人(岡澤和好君) 浄化槽の設置費用は総額九十万円で、個人負担が六割でございますので、個人の負担額は五十万ぐらいになります。

それで、もともと浄化槽は個人が設置すること、水洗トイレにしたいという個人の欲求といえますかそういう願望に對して、それを達成するための手段という、個人的な施設という位置づけがございまして、そういう意味では原則としてトイレと同じように個人負担というふうに考えられてきたわけです。

ただ、生活排水をあわせて処理できる合併処理浄化槽になりますと、水質汚濁防止という公共性が発揮されることから、その公共性の部分について国が補助しようというふうに考えたわけでございまして、それが九十万円のうち五十万円部分が水洗化、つまり個人的な部分が五十万円、それから公共的な部分が残りの四十万円、こういうふうな四割と考へまして、その四割部分について補助しているわけでございます。ですから、もともと公共インフラとして整備されてまいりました公共下水道とはちよつと生い立ちが違いますので、こうした補助制度の違いにあらわれているものでございまして。

ただ、合併処理浄化槽も特に山間地域でこれから普及を図っていかなきやならないことでありますので、市町村設置型の合併処理浄化槽の事業というものを進めてまいりまして、この場合には全

体として三分の一の補助が入りますし、先ほど申し上げましたように、個人負担は一人当たり九万円ぐらいということになりますので、下水道にかなり近づいてくるというふうなことが言えるんじゃないかと思っております。

○福山哲郎君 それともう一つは、下水道予定処理区域について、七年以内に下水道予定処理があるところは合併処理浄化槽の設置に補助金が交付されないと。七年間待つて、もしくは例えば予定がなかったりなんかすると生活排水を垂れ流していくことになって、七年間は実は環境汚染が進んでしまうというふうな、法の穴みたいなところで地域の環境破壊が進むんじゃないかというような懸念があるんですが、これに對しては何か対策なり考え方はありますでしょうか。

○政府参考人(岡澤和好君) 下水道予定処理区域につきましては、七年以内に下水道が整備されるという区域になります。また、そうしますと平均的に見れば三、四年ぐらいで下水道が来るということになるわけでございまして、国庫補助の重複を排除するという考えから、その部分については合併処理浄化槽の補助はしないという整理をしているわけでございます。また、昨年改正いたしました浄化槽法の中でも、下水道処理予定区域内では合併処理浄化槽の設置義務というものは免除しているという状況でございます。

ただ、仮に下水道の整備が大幅におくれるというふうなことになりますと、生活排水が垂れ流しされるというのが長期に続くということにもなりますので、下水道計画の変更、見直しというものも含めまして、生活排水処理が地域内で適切に行われまふように地域で配慮していただくというふうなことを指導しておるところでございます。

○福山哲郎君 さらに言えば、合併処理浄化槽にしていこうというふうな話になっているんですが、現実には今建設されている単独処理浄化槽があるわけで、合併浄化槽に對するチェンジの促進というか、単独処理浄化槽の現状にあるものにする対策はどのようにお考えになられているんで

しょうか。

○政府参考人(岡澤和好君) 単独処理浄化槽の合併処理化ということでございますけれども、一般的には、耐用年数近くまで使用してきた単独処理浄化槽については、撤去したときに合併処理浄化槽への設置がえを行うということが最もよく行われるケースだと思います。

ただ、合併処理化を促すために、本年度からでございますけれども、既設単独処理浄化槽に膜処理装置という新たな膜で処理する装置を付加いたしました、事実上生活排水とあわせて処理する合併処理化というものを進められるような、そうした技術があるわけですが、そうしたシステムに對しても、新設して間もないような浄化槽でありまして、こうした制度を活用することによって合併処理化を進めていきたいというふうな考えをいっているところでございます。

○福山哲郎君 あと四分ぐらいありますので、副大臣と政務官に、前の問題に戻りたいと思っておりますので、少しおつき合いをください。京都議定書の問題に少し戻らせてください。

副大臣と政務官は、七月にCOP6ビス、再開会合が始まる、三十日に首脳会談がある、そのときに、アメリカの対応がどうかはわからないんですが、我が国としてはどの時点の政治判断で、早期に批准をするから京都議定書に對しての運用ルールを決めることに對して積極的に対応するんだというふうな、どの時点で判断するべきだというふうな思われていますか。

現実問題としては、COP6ビスが七月十六日から始まります。六月三十日に首脳会談があります。その間ずっとぎりぎりまで待つのか。そうしたら事務方は何も動けないわけで、全力を尽くされるというふうな先ほど政務官も副大臣もおっしゃれましたが、決議もあることで、いつぐらいなのかということも副大臣と政務官の御意見を伺いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○副大臣(風間純君) まさにその判断をいつかし

なければならぬということが起こってくるだろうということは私も十分予測しているところでありまして、内閣の一員である環境大臣を中心にして、総理がアメリカに行かれる、また今、田中外相が行かれていて積極的な働きかけを行っていらっしゃる所でございまして、その部分について、少なくとも六月三十日の日米会談のところが一つの結節点になるのかなというふうに個人的には思っています。

したがって、最後の最後まで、これは外交交渉でありまして、努力することをもって、期限を予断を持って決めるということについては私はなかなかリスクが大きいだろうというふうに思っています。

○大臣政務官(西野あきら君) 風間副大臣もお答えになったとおっしゃいますが、六月三十日に首脳会談がセットされておる、こういうことでございまして、それまで全力を挙げます。結論的には一種の、COP6が七月でございまして、首脳会談の直前ぐらいには我が国としての方向づけというものが当然出てくるのではないかと、それまで全力を挙げるべきだと、私はそのように思っております。

○福山哲郎君 風間副大臣からは結節点だと、西野政務官からは三十日までで我が国の方向を出すことも必要が出てくるのではないかと、いふうに、どちらかというと随分踏み込んだ発言をいただきましたが、大臣、いかがですか。

○国務大臣(川口順子君) 日米会談で総理がどのように対応をなさりたいとお考えかということについては、まさに総理がこの間の党首討論で今考えているというふうにおっしゃられたわけでございまして、内閣の一員としては、最終的には総理がどうお考えになるかということに従いたいと思っておりますけれども、環境十全性の立場からアメリカの参加というのは本当に大事なことでございまして、私たちがどう考えるかというのは、まさにこれからやろうとすることが本当に温暖化の抑制に

役立つかという観点から考えるべきでございまして、その観点から、アメリカを参加に向けてアメリカに働きかけるということは本当に大事なことでと私は心の底から思っております。

したがって、とことん最後の最後まで働きかけ、同時に国会決議を重く受けとめて、来るCOP6再開会合におきましては、国際的な場裏で合意が可能となるように、またアメリカがそこに建設的に参加するように働きかけ、なお合意に全力を尽くすということでございまして、国内的には、そういった国際的な合意を踏まえて、我が国も二〇〇二年までの発効の一員となることでございまして、締結が可能となるように国内制度の構築を行う。これがございまして、国際的な枠組みを国内的に担保するということが不可能でございまして、それを行っていく、これにも全力を尽くしていくということが大事だと思っております。

○福山哲郎君 もう時間なのでやめますが、今の大臣のお話をいつも伺っていると思うのは、そこでアメリカが参加をするかしないかということと、それから国内整備をすることということがどこでどうつながってどこで切れるのか、いづれもよくわからなくて、またこの問題は引き続きやっていきたいというふうに思います。

以上です。終わります。

○但馬久美君 浄化槽法改正案について伺いたいします。

平成十一年度の末における生活排水処理施設、その整備率は全国で六九%となっているようでありまして。長年かけてようやくの整備率まで到達してきておりますけれども、依然として国民の三割の皆さん方は生活雑排水を垂れ流し続けているというわけでありまして、河川の汚染は一向によくなりません。日本の川を汚す主役は工場排水から今度は生活排水に変わってきておりまして、生活が快適になればなるに従って化学物質とかそういうものが河川に流れ込むケースが多くなっております。ある報道によりますと、水道水質を研究してい

る国立公衆衛生院の専門官が、浄水処理ですべての汚染物質を取り除くことは無理であると、こういうふうには指摘しております。安心して飲める水を確保するには川の水質をよくするしかないと思っております。

そこで、お伺いいたしますけれども、この専門官の言葉が引かかれます。浄水処理ですべての汚染物質を取り除くことは無理であるとは、当然の結果、水道水に汚染物質が流れ込み、知らず知らずのうちに人体に入り込んで人体をむしろむ、そういうことを意味すると思えます。

そこで、現在の六九%の整備率をさらに高めるしかないのではないかと。しかし問題は、整備された合併浄化槽において例えば化学物質のような汚染物質についてはどの程度除去されるのか、とても技術的な問題でありますけれども、この点をお伺いいたします。

○政府参考人(岡澤和好君) 合併処理浄化槽は、し尿に加えて流しとかふろとかの生活排水といふものを処理することを前提にしているわけでございまして、これは仕組みといたしましては、微生物の作用によってこうしたし尿とか排水中に含まれる汚染物質を分解する、そういうシステムを使っているわけでございまして。生物による分解作用を期待しているわけでございまして、し尿とかあるいは生活排水の汚染物質というものは処理できますけれども、例えば農薬だとか殺虫剤だとか、そうした化学物質を直接ここに投入するといふようなことになると、こうした微生物で容易に分解できないものについては分解できないというふうなことになるわけでございまして。これは下水道でもほぼ同じことだと思えます。

○但馬久美君 そういう話を聞きますと大変心配になるわけですが、今、国民の三割の皆さんが生活の雑排水をそのまま垂れ流している現状を認識した上で、国立公衆衛生院の専門官の御意見では川の水質をよくするしかないということを考えているならば、一つは川に流れ込む水質の浄化であります。もう一つ、二つ目には川自体の浄化

ということが、遠大な浄化方法であると思うんですけれども。

環境省としてはこの二つとも対策の中に入れていくのかどうか、その辺をお伺いしたいと思えます。

○副大臣(風間純君) 出口の部分と途中の部分と、当然環境省としては、生活排水処理、それから工場、事業所の排水処理といった出口は当然として、河川自体を浄化するというところについては極めて重要な問題でありますから、今まで進めている施策を中心にさらに進めていかなきゃならないというふうに思っているところであります。

しかし、下水道等への生活排水処理施設の整備が当面見込めないという場合には、河川自体をどうやって本当にきれいにするかということで、国土交通省さんでも一級河川や二級河川で河川自身の浄化事業を行っておりますこともありまして、私も私どもは平成三年度から生活排水を流す管、水路の水質浄化を行う事業として生活排水汚濁水路浄化施設整備事業、難しい言葉ですが、あるいはアシとかヨシ、一部の地域でありますけれども生態系を利用した水質浄化事業をやっております。なかなかこれは本当に出口と途中とを一体緊密連携でやらないと川自体はきれいになつていかないうふうな思っております。

私自身の生活、もう本当に四年ぐらい前まで、ごめんなさい、個人的なことではありますが、ティッシュペーパーをトイレに流してしまし、女房からとんでもないと。いや、あの方がきれいになるんだ、お尻がと言ったんだけれども、とんでもないということで、今ちゃんとトイレ用ペーパーを使っている次第でございまして、個人個人のレベルにおいてもきちっとそういうことをやっていかないと本当に変えていけないというふうな思っているところであります。

○但馬久美君 環境、また河川のそういう浄化というのは、一人一人の意識を変えていく以外にな

という部分も、本場に今申されたとおり、そうだと思うんです。やはりこの環境委員会でもそういうふうなところを指摘しながら一歩前進するようなことを考えていただきたいと思いますというふうに思います。

次の質問は少し先ほどの質問と重なると思うんですが、家庭の合併浄化槽を含めて生活排水処理施設の整備は今後各省の連携のもとで、例えば地域の一部では国土交通省の下水道とか、また農水省の農業集落排水、また厚生労働省の合併浄化槽など一体に整備することによって事業費の二割から三割削減できると言われております。

こうした方式はどのような年次計画でなされていくのか。また、きちっとその連携がとられているのかどうかについて、この二点、お伺いいたします。

○副大臣(風間和彦) 汚水処理施設の整備に関する都道府県の構想を策定していただけますように、平成七年に農水省、それから当時の厚生省、それから当時の建設省の連名で通知を出させていたんですが、現在、すべての都道府県でその構想を策定されておるわけでありまして、先生のところの兵庫におきまして、「生活排水九九%大作戦」という名称で構想が策定されておりました。その都道府県構想をさらに見直していくことも必要になってまいりますから、施設整備の経済比較をそれぞれのところでやっていくことが出来ますように、昨年の十月にも三省連名の通知を出させていただきました。

今後とも、そういう意味では、汚水の処理施設の整備がきちっと計画的に動いていきますように、関係省とも連絡をとって努力してまいりたいというふうに思っております。

○但馬久美君 私、もう時間が参りましたのでこの辺でやめさせていただきますと思いますけれども、生活排水処理施設の整備、今後ともぜひきちっと進めていただきたいと思います。

○岩佐恵美君 下水道や農村集落排水事業、合併

浄化槽などの汚水処理施設の整備率は人口比で六九%、そのうち下水道が六〇%です。大都市の下水道整備が進んで、今後は地方の中小都市の汚水処理が課題になってきています。そういう状況のもとで、従来のような大規模な施設を建設して長距離の管路を敷設する下水道中心でいいのかどうか、今、各地で議論になっております。

特に、流域下水道方式は巨額の資金と長い年月を必要とします。さらに、水の確保でも問題が多いと言えます。例えば、徳島県の吉野川下流域では利水のための可動堰が計画されているわけですが、並行して大規模な農業用水道の建設、流域下水道の計画、これが同時に進められていて、前に中山大臣と参議院の委員会でも私、議論したんですが、そのとき大臣も、初めて知った、調整が必要なんという答弁がありました。

また、汚泥処理の問題も非常に深刻です。もはや焼却一辺倒では解決できず、どうリサイクルするかということが大きな問題になってきています。

近年、政府も合併浄化槽を含む多様な処理方式を効果的に活用して汚水処理施設整備を進めるという方向に転じてきていますが、まだ合併浄化槽は七%です。年間の整備数というのは十萬基程度にしかすぎません。汚水処理施設が未整備の地域の七割近くが人口十万人以下の市町村で、五万人以下の市町村が半分以上を占めています。

そういう状況からすると、今後は従来以上に個別処理方式に比重を置いた整備をしていく必要があるというふうに思います。なぜ合併浄化槽が広がらないのでしょうか。政務官。

○大臣政務官(西野あきら君) 下水道は、流域下水道を中心にいたしまして昭和四十年ぐらいからスタートいたしておりますが、合併処理浄化槽は、お話がありましたとおり、昭和六十二年から事業をスタートしておるわけでございます。しかも下水道は、人口が非常に密度の高いところ、いわゆる都市的なところを先行してやっておるわけでありまして、このためには、お話がありました

とおり、膨大な費用がかかっておるわけでありまして、まず、国民の文化的生活という観点から、人口の密集度の高いところから作業を進めておる、そういう状況でありますだけに、スタートもおくれています合併処理浄化槽につきましてお示しのような七%程度の普及率になっておる、こういうことでございます。

今後、人口密度の低いいわゆる中小の市町村、さらには中山間地域等においても合併処理の浄化槽が推進していきますために、国土交通省、そして総務省、現在自治省じゃなくて総務省、それから環境省、関連します三省が連携をして適切に整備の推進を図っていくべきと、このように考えております。

○岩佐恵美君 一九九四年度から市町村が面的に合併浄化槽を整備して管理する特定地域生活排水処理事業制度ができて、ようやく公的な汚水処理施設として個別処理方式が位置づけられるようになったわけですが、取り組みは五十七市町村にとどまっています。自治体の側の問題もあるというふうに思いますが、国の予算も、下水道が一兆円規模であるのに対して合併浄化槽は何と百八十億円、余りにもかけ離れ過ぎているという思いがいたします。その点でもっと努力をしていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○大臣政務官(西野あきら君) 確かに下水道と合併処理浄化槽との予算的な規模が、もう数字が二けたほど違うわけでございます。これは、合併処理の場合はいわゆる個人の範囲でございますので、当然費用も少なくなってくるわけでありまして、下水道の場合には流域下水道から管路から処理場も含めた規模になるわけでございますので、結果としてこういうことにはなっておりますのでございます。

ことし、平成十三年度からは、対前年度から比較いたしましたもやや微増でございます。七・六%ほど増加しまして百八十億ぐらいになっておるわけでありまして、特に汚水処理の整備というものは、御案内のとおり地域がそれぞれござい

て、その特性を踏まえて整備しなきゃならぬという問題もございまして、今後とも市町村の理解をも得て必要な予算獲得に向けて努力をしていくべきだ、こう思っています。

○岩佐恵美君 汚水の処理コストについて下水道と合併浄化槽とを、環境への負荷、これも含めてどちらが効率的か、私はケース・バイ・ケースで計算できるようにしていく必要があると思うんです。やっぱり環境問題も考えるということが大切だと思います。その上で、合併浄化槽についても補助率現在三分の一、これを下水道などの集合型の施設二分の一ということに引き上げていくような整合性のとれた対応が必要だと思いますが、その点どうでしょうか。

○大臣政務官(西野あきら君) 補助率につきましては、下水道の場合はいわゆる元利の償還制度、こういう形で交付金にも充てておりますし、要するに受益者負担のかかる部分というのは確かに非常に少ないというふうに思っております。それだけに考え方が、合併処理浄化槽の場合は、先ほども話があったと思いますが、個人の資産といえますか個人の所有、こういうことにもなりますので、そこあたりが補助率、交付率も含めて相当の差が現実に出てきておる、このように思っておりますが、時代の趨勢あるいは整備状況等も踏まえますと、今後、この合併処理に対しても補助率の問題についてもいろいろ勘案していくべきだ、このように思っております。

○岩佐恵美君 私は、比較検討の場合に、環境への負荷というのを十分考えていく、環境を保全するというところで公共性を持っている。だから、個人だということを決めつけるのではなくて、その面を大きく広げていくべきだというふうに思っています。

それをすごく痛切に感じたのが山のトイレの問題なんです。山のトイレを幾つか見て歩きました。その中で、私たちがトイレ問題をどう考えたらいいかという場合、山のトイレというのは原点だという感じを受けました。都会で大規模に処理

をされるトイレの場合は、利用者は処理のところまで考えません。ですから、トイレに流すときに何の気なしに流すし、それからさまざまなものを水に流すという感じでトイレに流してしまうということがありますし、それでトラブルのもとにもなっているわけです。

山ではそうはいかないですね。処理についても個別対応がそれぞれについて必要だということではないが典型的だというふうに思います。近年、健康増進あるいは百名山ブームもあって、熟年層を中心に登山人口がふえていて、山のトイレやし尿の後処理、これが深刻な環境破壊を引き起こすとして大きな問題になっています。

環境省として、国立公園内の山岳トイレの調査を実施しているかどうか、実態をつかんでいるかどうか、伺いたいと思います。

○政府参考人(西尾哲茂君) 環境省では、平成二年に国立・国定公園の利用拠点にある公衆トイレ等の実態調査を実施いたしました。その時点で、暗い、汚い、臭いという、3Kというような非常におくれた状況にあったということがございました。そこから、これを緊急に解消しなきゃいけないということで、翌年度から自然公園内の公衆トイレの再整備を進めてまいりました。

このほか、民間を含む山岳トイレの改善についても一部個別に対応してきたところでございまして、施設の整備の方は対応してきておるのでございますが、調査という御指摘でございます。その実態の一般的な把握につきましては現時点で行っておりませんので、今後の課題とさせていただきます。と思います。

○岩佐恵美君 山の環境保護とトイレ整備に取り組んでいる市民団体、山のトイレさわやか運動本部、ここが一九九八年に行った山小屋のアンケート調査によりますと、くみ取り式が四二%、浄化槽が二七%、土壌処理貯留槽が一%となっております。し尿や汚泥の搬出、これは人が担いでおろすか、ヘリコプターによらざるを得ないため、三割の施設でしか搬出していません。半分以上が、

地下浸透四五%、埋め立てが三六%、放流が一三%ということで、周辺で処理をしています。その結果、植生への影響、斜面にティッシュペーパーが散乱するなどの景観上の問題、地下水や沢水の汚染など、生態系や環境に悪影響が出ています。これは、市販の案内書に載っている千二百五十七軒の山小屋などにアンケートを送って、回答があった百八十二件を分析したものだそうです。回答率は一四・五%で、全体のほんの一部だということですね。

環境省として、環境保護団体や自治体と協力をして、山のトイレの実態について全国調査を実施する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○大臣政務官(西野あきら君) 環境省でも、山岳環境浄化・安全対策緊急事業費補助、いわゆる予算的な補助制度を平成十一年度から設けておるところでございまして、今先生からお示しになりました調査という問題につきましては、環境省としては具体的に実施しておりませんで、むしろ民間の今お示しになったような形の調査を実施は参考にしたして、今後そういう民間の方々あるいは当該の自治体の関係者等とよく連携を図りながら検討していく課題だと思っております。

○岩佐恵美君 それから、さわやか運動本部が昨年、全国九十五の山の水場百六十三地点で実施した水質調査がありますが、アンモニア系窒素、亜硝酸塩窒素、硝酸性窒素、これが多数の地点で検出をされ、水道基準では検出されないこととされている大腸菌も四四%の水場などで検出されたというのです。私も山に行つて山水をおいしいと言つて飲むわけですが、この上に山小屋があるのかないのかというのがいつも気になるところなわけですね。山で水を飲んでおなかを壊したという例もかなり聞いているわけで、とてもこの調査の結果というのはショックを受けました。

山岳自然公園で利用されている水場のぜひ水質調査を行つて、汚れている場合には、何が原因で

そこが汚れているのかという、原因を取り除く対応策をとつていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○大臣政務官(西野あきら君) 民間ボランティア団体がいろいろ検査、調査をいたしまして、七十二カ所ほどでこの大腸菌等が検出されたというところのようでございますが、この検出の方法等についても若干技術的その他で疑問があるようでございますが、いずれにしても、山岳の自然の中で親しまれた潤うことのできる登山家あるいは環境に對して、そういう菌が現実にあるというふうなことになると思います。これは大変ゆめしきことだというふうに思っております。

したがって、これまた先ほど申し上げましたとおり、民間団体と当該の地方公共団体とよく連携をして、協力体制はどうあるべきかということも検討した上で考えていきたい、このように思っております。

○岩佐恵美君 ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思ひます。

山小屋はいろいろ厳しい条件があつて、トイレの整備、し尿の処理に大変苦労しています。雲取山荘のわきに東京都が三年かけて九五年に設置をした公衆トイレを見えてまいりました。このトイレは水洗で、微生物による分解処理をしています。上澄み液を土壌中の微生物分解や植物吸収で処理して水分を空中に蒸発させる仕組みです。なかなか複雑で、現地に行つてなるほどと思ひましたけれども、聞いただけではわかりにくいんです。

四月から十一月まで二万人が使用して、冬は直接汚水処理槽に流し込むということですね。ちよつとトイレの近所においが気になりましたけれども、大きなトラブルはないということでした。でも、問題があります。空気を送らないため電源は要らないんですが、効率が悪いため浄化槽が大きくなる。さらに土壌処理のために二百平米の掘削工事を行つて、建設に一億六千万円もかかつていて、試作品的な感じを受けました。同じ方式のものを岩手県が早池峰山で採用しようと

したんですが、自然保護団体などとの協議で取りやめになったそうです。

南アルプスの仙丈ヶ岳では長野県の長谷村が九九年に避難小屋を新設しましたが、こは循環式の合併浄化槽を設置しました。補給水と蒸発がほぼ均衡して余り排水は出ないんですが、滅菌処理をしてトレンチで発散させている。汚泥は微生物で分解して、残渣は空輪で搬出しているということです。自然エネルギーを活用するため発電風車十六基と太陽電池パネル百九十六枚を設置したけれども、消費電力の四割近くをトイレで使っているという事です。大変立派な風車がありますし、太陽電池のパネルも現実に見て、ああこれは普通の山小屋ではできない仕事だなということをおもひます。

山小屋の条件というのは、水や電気の有無、土地の広さ、高度、強風や低温などの気候条件、利用人数、管理者の有無などで条件はさまざまです。一律にはいきません。電気も水もないところでは空輸やパイプラインによる搬出方式、電気があつて水がないところでは焼却式や曝気処理、電気加熱のコンポスト、電気と水があれば合併浄化槽や循環式浄化槽など、さまざまな試みが行われております。どこでもどういふものが一番合っているのかということでは現地では悩んでおられます。

私は、環境省として、こうした各地の取り組みの情報を収集して、さまざまな条件に応じたやり方を研究していくその中心となつてぜひ活動していただきたい。民間の方々がやっておられるんですけれども、やはりそれでは限界というのか、なかなか力及ばないところがあるので、ぜひその点やつていただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

○大臣政務官(西野あきら君) 山岳におけるし尿処理施設の整備の問題は、今先生がいろいろと御指摘をされましたとおり、それぞれの地形だとか、あるいは水があるのか電気があるのかとか、あるいはその処理したものの輸送等はどうなのかというんな条件が変わると思ひます。については、

今お示しのように民間等々でいろんな形で苦勞な
さって苦心をして方法を講じておられるわけであ
ります。

実は、環境省におきましても、近年、富士山の
七合目とか槍ヶ岳の方におきましても、そのよう
な気象条件が非常に厳しい中ではありますけれど
も、みずからトイレやし尿処理施設を整備いたし
たところであります。したがって、民間のそうい
う施設の情報、また環境省がそれを研究の対象と
して把握して、広く情報提供していく必要がある
だろう、積極的にそういう問題についても把握を
していく必要がある、このように思っております。

○岩佐恵美君 トイレ関係者がどこでも困ってい
るのが異物の投入です。静岡県環境部富士山保全
室は、九九年八月、山頂のトイレのし尿を五合目
までブルドーザーでおろして、そこでバキューム
カーに積みかえて処理施設に運ぶ実験を五回行っ
たそうです。その報告によると、一番の問題は異
物の混入で、五回で三千リットル運び出しました
が、異物が千四百八十七個、乾燥重量で約六キロ
もあつたそうです。ポケットティッシュの袋が個
数の約四割を占めていたということです。

ポケットティッシュは、ビニール袋の問題だけ
じゃなくて、ティッシュ自体が水に溶けないので
分解しません。ですから、し尿処理の障害になる
ということです。また、山を汚す原因にもなつて
います。トイレ以外のところでした場合に、その
紙が残ってしまうことがあるんです。水に
溶けないティッシュ、これはかなり駅などで配ら
れてますね。ですから、駅のトイレに必ずしも
トイレトペーパーがない駅が多いですね、山で
もそうなんです、そういう駅で公衆トイレが詰
まる原因にもなっているそうです。

私は、環境省として、ごみにならない袋あるい
は水に溶けるティッシュ、これへの転換を関係業
界にぜひ積極的に働きかけていただきたい。それ
は関係省庁ともちよつと相談をしていただいて、
ちよつとさつきもティッシュの話が出ましたけれ

ども、細かい話になつて恐縮なんですけれども、
処理の障害になつているので、例えば業界によつ
ては、銀行、サラ金、そういうところがかなり
ティッシュを配っている。あるいは携帯電話の関
係のところとか、いろいろ関係業界がティッ
シュを配っているわけで、そのティッシュが水に
溶けやすいもの、環境に優しいものになるとかな
り違うということなんです。

そこで、ぜひ環境省に、その点積極的に声を上
げていただいて音頭をとっていただけたらという
ふうに思ふんですが、いかがでしょうか。

○大臣政務官(西野あきら君) 先ほど、風間副大
臣からの話もありまして、奥さんにしかられたと
いう話もございました。

よくそういうところへ入りますと、備えつけの
ペーパー以外は使用しないでくださいということ
を書いてあるところもあります。確かに、街頭で
いただくティッシュペーパーもございます。街頭
でもらうそれらのペーパーは非常に強度が強く
て、水溶性でないわけです。むしろトイレト
ペーパーの方は水溶性があるわけですから、そう
でない、かたい、強度のあるペーパーをもらえば
施設、トイレが詰まってしまう、こういう問題も
出てくるというふうに思っております。

例えば、十月一日は浄化槽の日というふうに定
められております。こういうとき、環境月間等々
をつかまえて、環境省としてもやはり広報啓発に
努めていくべきだというふうに思っております。

○岩佐恵美君 もう一つは、資金の問題です。

環境省は、九九年から民間の山小屋のトイレ
の整備にも補助金を出すようになって、歓迎され
ているわけですが、昨年度は補正で一億五千万
円、今年度予算は五千万円です。対象は一千万円
以上の事業です。二分の一補助ですから、五千万
円でいえば最大十カ所しかできないということに
なるわけで、予算の増額を図るべきだと思います。

また、その対象事業が一千万円以上だと、もう
少し小規模のものが適しているのに補助を受けら

れない。ぜひその対象要件を緩和してほしい、そ
ういう声があります。いかがでしょうか。

○大臣政務官(西野あきら君) この予算は平成十
一年からの補正予算で実は計上されたわけであり
まして、十二年もそうでございます。そして十三
年度、こしはいわゆる当初から予算化されてお
るわけでございまして、したがって、結果として
は要望の高かつた補正予算の当時の方が金額的に
は大きいわけでございしますが、必要に応じてこれ
らの推進方を努力していく必要があると思いま
す。

ただ、小規模な点も考えろと、こういうことで
ございしますが、ここにつきましては、地方自治体
の役割というものがございしますので、そういうも
のも視野に入れながら地方公共団体等とも協議し
ていく必要があるのかなと、このように思つてお
ります。

○岩佐恵美君 利用者が多いところなどでは、山
小屋の努力を待つだけではなくて、必要に応じて
公衆トイレの設置を進めるべきだと思います。国
立公園、国立公園は環境省の責任です。

明治の森高尾国立公園の場合、入山人口という
のは年間二百万人以上、三百万人近いとかあるい
は以上というふうに言われますけれども、とにかく
たくさんいます。山の上には高尾登山鉄道のト
イレが三つ、東京都の公衆トイレが七カ所ありま
す。以前はかなりどこも汚れていてひどかつたん
ですが、近年、随分改善をされてきました。

七カ所の公衆トイレのうち三カ所は水洗式で、
浄化槽によつて三次処理が行われています。一番
新しい一丁平のトイレは、浄化槽の排水を土壌処
理した上で地下に浸透させています。残りは、旧
来のくみ取り式が一カ所、稲荷山、ここはもうか
なりひどいんです。一番人が集まる頂上近くの大
見晴、ここは時間を置いて水で押し出す間欠水洗
となつています。まだ二次処理までで、処理水を
沢に排水していて、利用者が多いと臭気が漂うと
いうことです。私も一、二回経験したことがあります
ます。東京都が来年度大改修を予定しています

が、あとの二カ所、紅葉台と小仏、城山、ここは
泡方式で、紅葉台は林道までパイプを引いて詰
まった汚物を下から吸引しているということだ
す。東京都は、環境保護グループの長年の指摘も
あつて、環境保全のための予算を増額して、高尾
山については九五年から改修を進めていてよく
なつてきていると思います。

そこで、きょうは農水省にいらしていただい
ているんですが、東京都は積極的に公衆トイレの改
善を進めているんですが、特に大見晴のところは
国有林なんです。トイレの改修のために拡張し
ようとする、林野庁から土地の借用料を請求さ
れる。今のままの敷地内だと、二百万人から三百
万人の人たちが登るわけですから、そう大きなも
のはつくれないと言ふんです。もし林野庁がその
賃借料を取らないでいただければ、今のところを
ちよつと広げてもうちよつと能力のあるものにつ
くり変えることができるのとお話でした。

ぜひ一肌脱いで御努力をいただければありがたい
というふうに思ふんですが、いかがでしょうか。

○大臣政務官(国井正幸君) 今の先生御指摘の点
でございしますが、国有林野を貸し付ける場合は原
則としては有償ということになつておりますけれ
ども、しかし地方公共団体等が使用するという場
合については無償で貸し付けることができる、こ
ういうことにもなされておまして、この問題につ
きましては省内で協議をさせていただきまして
が、ぜひ無償で貸し付けると。これまでやって
いる制度でございしますので、これを踏襲する方向
で対処をさせていただきたい、このように思つて
おります。

○岩佐恵美君 終わります。

○委員長(吉川春子君) 他に御発言もないよう
ですから、質疑は結局したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もな
いようですから、これより直ちに採決に入ります。

浄化槽法の一部を改正する法律案に賛成の方の
挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（吉川春子君） 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川春子君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時七分散会

六月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、霞ヶ浦における環境ホルモンについての調査研究及び説明に関する請願（第一八九六号）（第一八九七号）

第一八九六号 平成十三年六月六日受理

霞ヶ浦における環境ホルモンについての調査研究及び説明に関する請願

請願者 茨城県土浦市下高津四ノ三ノ一三

ノAノ二〇二 篠原智外六千九百

九十九名

紹介議員 魚住裕一郎君

この請願の趣旨は、第一六〇五号と同じである。

第一八九七号 平成十三年六月六日受理

霞ヶ浦における環境ホルモンについての調査研究及び説明に関する請願

請願者 茨城県鹿島郡鉾田町畑田一、四三

六 富森政夫外六千九百九十九名

紹介議員 渡辺 孝男君

この請願の趣旨は、第一六〇五号と同じである。

平成十三年六月二十六日印刷

平成十三年六月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局